



## 第44号

野々山 宏  
KCCN 理事長  
弁護士

### 河上前消費者委員会委員長の「遺言」

#### —安倍総理への答申書にあえて「付言」を記載—

志部弁護士がニュース43号で報告しているように、平成29年8月に消費者契約法改正の第2ステージの検討を行ってきた内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会は、7つの論点について改正の提案をする報告書を公表しました。報告書の概要はニュース42号を参照してください。

消費者契約法の改正の検討は、もともとは平成26年8月に総理大臣から消費者委員会に対する諮問から始まっています。諮問内容は、「施行後の消費者契約にかかる苦情相談の処理及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めてとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結課程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討すること。」です(下線は筆者)。この諮問に対して答える立場にあるのは消費者委員会であり、専門調査会はその答申のもとなる意見を検討して報告することになります。通常は、親委員会は報告書の内容をそのまま答申としますが、平成29年8月8日の消費者委員会の総理からの諮問に対する答申では、あえて「付言」がされています。「特に以下の事項を早急に検討し明らかkにすべき喫緊の課題として付言する。」と表現は押さえてありますが、明らかに報告書の内容に不満があるとの意思表示であり、異例とも言える付言は専門調査会だけでなく消費者庁など立法作業を行う部門に向けた消費者委員会の強い思いを込めたメッセージであると言えます。

付言は三点にわたって消費者契約法の改正を追加することを求めています。第1は、消費者契約における約款の事前開示を事業者の努力義務等すること、第2に、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力不足を不当に利用して過大な不利益をもたらす状況利用型のつけ込み型勧誘に消費者の取消権を付与すること、第3に、事業者の配慮義務の考慮要素に「知識及び経験」のほか「当該消費者の年齢」等が含まれることです。これらの内容については、平成29年9月8日に開催された日弁連のシンポジウムの会場発言で、既に消費者委員会委員長の任期を終えた河上正二東大教授が詳しく説明し、前委員長の遺言としてぜひ実現してもらいたい旨述べています。

消費者契約法専門調査会報告書の7つの改正提案は、いずれも消費者契約法の趣旨を前進させ、被害救済に資するものでありおおいに評価でき、ぜひ改正を実現させなくてはなりません。しかし、総理からの諮問にあるように、最重要課題の高齢者化社会への対応としては不十分であると言わざるを得ません。また、民法の成年年齢の引き下げが間近に迫っている情勢のもとでは、付言の第2、第3は待った無しで実現しなくてはならない課題です。河上前委員長の「遺言」は、私たちが求めてきた改正内容とも一致します。今後の立法運動の中でぜひ実現していきましょう。(2017年10月)